

1 処分を受けた税理士

氏 名： 鈴木 和宏

登録番号： 第53070号

2 処分の内容

令和2年9月7日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（自己脱税）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、売上の一部を除外し、架空の経費を計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。

また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。